

令和5年 12月 20日

利用者 各位

墨田区立児童館及び墨田区コミュニティ会館児童室

児童館等入退館管理システムの導入に係る個人情報の取扱いについて（通知）

日頃から、児童館及び児童室事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

墨田区立児童館及び墨田区コミュニティ会館児童室（以下、「児童館等」という。）では、「入退館カード」（2次元コード）を使用した利用者の来館及び退館の手続等を行うため、令和5年度中に児童館等入退館管理システムを導入することを予定しています。

児童館等入退館管理システムの導入に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の利用目的等について、下記のとおりお知らせします。

記

1 個人情報の利用目的

児童館等入退館管理システムにおいて利用する皆様の個人情報は、児童館等利用者の入退館管理及び児童館等が行うイベント・講座等の申込管理に利用し、法令に定める場合を除き、それ以外の目的で利用することはありません。

2 取り扱う個人情報

児童館等入退館管理システムで取り扱う個人情報は、次のとおりです。

なお、各児童館等のいずれかに緊急連絡登録票を提出されている場合は、緊急連絡登録票から「児童情報」の「氏名、ふりがな、学校（保育園・幼稚園・認定こども園を含む。）、学年」を取得します。

（1）児童情報

氏名、ふりがな、学校（保育園・幼稚園・認定こども園を含む。）、学年、生年月日、住所、電話番号

（2）保護者等情報

氏名、ふりがな、児童との続柄、電話番号、メールアドレス

3 個人情報の共同利用

児童館等入退館管理システムで取り扱う個人情報は、次のとおり共同利用します。

（1）共同して利用する者の範囲

児童館等の運営法人及び墨田区

※ 複数の児童館等を利用した場合、利用した児童館等の運営法人の間においても個人情報

報を共同利用します。

- (2) 利用する者の利用目的及び共同して利用される個人情報の項目
上記1及び2に同じ。
- (3) 個人情報の管理責任者等
別紙のとおり

4 その他

- (1) 個人情報の保護に関する法律等の関連法令を遵守し、適正に管理・運用を行います。
- (2) 同一法人が運営する児童館等であっても利用者が利用していない児童館等においては当該利用者の個人情報は閲覧できないようアクセス制御を行います。
- (3) システムの導入時期や内容等、詳細については、決まり次第別途お知らせします。